

広島県告示第五百三十号

広島県産業集積促進助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県産業集積促進助成要綱の一部を改正する告示

広島県産業集積促進助成要綱（平成二十三年広島県告示第三百九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の八項を加える。

- 4 この要綱において、第二条に規定するもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 被災企業等 附則別表に掲げる都県にある事業場等が、東日本大震災（以下「震災」という。）で被災し、又は震災に起因した電気供給の制限等の影響を受ける事業者及び附則別表に掲げる都県で実施又は計画していた事業の全部又は一部を広島県内において実施する事業者をいう。
 - 二 中小企業者 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）第二条第一項各号に該当する事業者をいう。
 - 三 被災企業等復興事業 被災企業等及び被災企業等に賃貸するためにリース事業者等が、広島県内で、別表第二に掲げる事業の用に直接供する事業場等（設備を除く。以下この号において同じ。）を新設し、若しくは増設し、又は当該事業場等において設備を新設し、増設し、若しくは更新する事業をいう。
 - 5 県は、被災企業等復興事業であつて、知事が指定するもの（以下「指定被災企業等復興事業」という。）を実施する次の各号に定める者に対し、予算の範囲内で助成金の交付を行うものとする。ただし、指定被災企業等復興事業で新設し、増設し、又は更新する事業場等が第三条第一項第一号若しくは第二号又は立地促進助成要綱第三条第一項若しくは附則第五項第一号から第四号までの規定による助成の対象とされた場合は、この限りでない。
 - 一 指定被災企業等復興事業で新設し、増設し、若しくは更新する事業場等を自ら使用する中小企業者又は指定被災企業等復興事業を実施するリース事業者等（中小企業者に賃貸する場合に限る。）
 - 二 指定被災企業等復興事業で新設し、増設し、若しくは更新する事業場等を自ら使用する中小企業者以外の事業者で、新規雇用常用労働者を十人以上雇用する者であつて、引き続きこの水準を維持することが確実である者又は指定被災企業等復興事業を実施するリース事業者等（この号に規定する新規雇用常用労働者に係る要件を満たす中小企業者以外の被災企業等に賃貸する場合に限る。）
 - 6 複数の事業者（リース事業者等を含む。）が共同して被災企業等復興事業を実施する場合にあつては、親会社がその子会社（親会社にその株式の全てを所有されている子会

社に限る。以下同じ。）と共同して当該新設、増設又は更新を行うときに限り、これら
を一つの事業者とみなし、当該複数の事業者のうち事業場等の運営主体となる者を前項
各号に該当する者とすることができる。

7 リース事業者等と事業場等の運営主体となる者が共同して被災企業等復興事業を実施
する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、いずれの者も附則第五項各号に該当す
る者とするができる。

8 附則第五項の規定による指定を受けようとする者は、平成二十三年五月三十日から平
成二十四年三月三十一日までの間に附則別記様式第一号による申請書に次に掲げる添付
書類を添えて、新設し、増設し、又は更新しようとする事業場等に係る工事に着手する
日（建物の建設を伴わない場合にあつては、当該事業に着手する日）の一月前までに知
事に提出しなければならない。

一 新増設事業場等建設計画書

二 機器等整備計画書

三 公害防止施設説明書

四 労働者の雇入れに関する計画書

五 その他知事が必要と認める書類

9 附則第五項の規定による助成金の額は、次の各号に定めるところによる。

一 附則第五項第一号に該当する者に係る助成金の額は、指定被災企業等復興事業の設
備投資額（土地の取得費を含む。）に百分の五（新規雇用常用労働者数が十人以上二
十人未満の場合は百分の十、二十人以上の場合には百分の十五）を乗じて得た額（その
額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）とし、同一
敷地内の指定被災企業等復興事業について、三十五億円を限度とする。

二 附則第五項第二号に該当する者に係る助成金の額は、指定被災企業等復興事業の設
備投資額（土地の取得費を含む。）に百分の五（新規雇用常用労働者数が二十人以上
三十人未満の場合は百分の十、三十人以上の場合には百分の十五）を乗じて得た額（そ
の額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）とし、同
一敷地内の指定被災企業等復興事業について、三十五億円を限度とする。

三 指定被災企業等復興事業を県営産業団地等を新たに取得して行う場合の土地の取得
費に係る助成については、第三条第一項第三号に規定する助成金によるものとし、こ
の場合の前二号の規定の適用については、指定被災企業等復興事業の設備投資額に土
地の取得費を含まないものとする。また、この場合における、同一敷地内の指定被災
企業等復興事業についての限度額は、附則第五項に規定する助成金の額と第三条第一
項第三号に規定する助成金の額とを合算して五十億円とする。

四 附則第七項に該当する場合は、リース事業者等に交付する助成金と事業場等の運営
主体となる者に交付する助成金の合計額について、前三号に規定する限度額を適用す
るものとする。

五 附則第五項の規定による助成金の額が一億円を上回る場合には、第六条第六号の規定を準用する。

10 附則第五項の規定による助成金の交付を受けようとする者は、附則別記様式第二号による交付申請書（設備投資等の実績に基づく申請書）に次に掲げる添付書類を添えて、新設し、増設し、又は更新した事業場等による業務を開始した日から一年以内に知事に提出しなければならない。ただし、附則第八項に定める申請書により工期を分けて事業場等を新設し、又は増設する計画が提出された指定被災企業等復興事業にあつては、当該申請書を提出した者が全工期の完了前に附則第五項各号に規定する者となった場合に限り、各工期において整備された事業場等の部分による業務の開始をもって、当該工期分についての交付申請書を提出できるものとする。

一 事業概要説明書

二 新增設事業場等建屋一覧表

三 新規雇用常用労働者一覧表

四 助成金充当施設の概要

五 公害防止対策の概要

六 その他知事が必要と認める書類

11 附則第五項の規定により助成金の交付を行う場合には、第五条及び第八条から第十七条までの規定を準用する。この場合において、第五条中「指定」とあるのは「附則第五項の規定による指定」と、「別記様式第二号」とあるのは「附則別記様式第三号」と、第八条中「前条」とあるのは「附則第十項」と、第九条中「指定事業」とあるのは「指定被災企業等復興事業」と、第十条中「指定事業」とあるのは「指定被災企業等復興事業」と、「第三条第一項第一号又は第二号」と、「第十二条中「指定事業」とあるのは「指定被災企業等復興事業」と、「別記様式第四号」とあるのは「附則別記様式第四号」と、第十三条中「第三条第一項各号」とあるのは「附則第五項第一号又は第二号」と、第十四条中「指定」とあるのは「附則第五項の規定による指定」と、「第三条第一項」とあるのは「附則第五項」と、第十五条中「指定」とあるのは「附則第五項の規定による指定」と読み替えるものとする。

附則別表（附則第四項関係）

都県名	
	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県

附則別表の次に次の四様式を加える。

附則別記様式第1号 (附則第8項関係)

奨励指定申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

住所
申請者氏名又は名称
及び代表者名

㊦

広島県産業集積促進助成要綱附則第5項の規定による指定を受けたので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業者区分 注	1 中小企業者 2 中小企業者以外の事業者	新増設の 事業場等の 名称	新増設の 事業場等の 所在地	
新設又は 別増設の別		主たる製品 (業種)	()	
新増設の 事業場等の 工期	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	新増設事業 場等建築延 積床面積		m ²
新増設事業 場等操業開 始予定日	平成 年 月 日	新規雇用常 用労働者数		
新増設に 要する費用		助成金対象 施設に要す る費用		
助成金対象 施設の名称				

注 該当する項目の番号に○印を付けてください。なお、リース事業者の場合は、賃貸する事業者の区分により記入してください。

添付書類 (1) 新増設事業場等建設計画書

(2) 機器等整備計画書

(3) 公害防止施設説明書

(4) 労働者の雇入れに関する計画書

(5) 事業計画図面

(6) 法人にあっては、定款及び会社の概要等

(7) 法人にあっては、登記事項証明書 (履歴事項証明書に限る。)

(8) 印鑑証明書

(9) 申請時前3年分の営業報告書及び県税について滞納がないことを証明する書面

(10) 共同事業者に関する説明書 (附則第6項の規定を適用する場合に限る。)

(11) リース事業者等と施設の運営主体となる者の共同事業に関する説明書 (附則第7項の規定を適用する場合に限る。)

附則別記様式第2号 (附則第10項関係)

助成金交付申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

住所

申請者 氏名又は名称

及び代表者名

㊟

広島県産業集積促進助成要綱附則第5項の規定による助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成金交付申請額 金 円

新増設等の名称		新増設等の所在地	
主たる製品(業種)	()		
新増設等の工事期	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	新増設事業場等建築延べ床面積	m ²
新増設等の工事操業開始日	平成 年 月 日	新規雇用者数	
新増設に要した費用		助成金対象施設の設置に要した費用	

添付書類 (1) 事業概要説明書

(2) 新増設事業場等建屋一覧表

(3) 新規雇用常用労働者一覧表

(4) 助成金充当施設の概要

(5) 公害防止対策の概要

(6) 事業場図面

附則別記様式第3号 (附則第11項関係)

奨励指定書

指令第号

(住所)
氏名又は名称
及び代表者名

平成 年 月 日付けで申請の奨励指定については、広島県産業集積促進助成
要綱附則第11項で準用する第5条の規定により次のとおり指定します。

平成 年 月 日

広島県知事



- 1 指定の対象とする施設の所在地及び名称
- 2 実施する措置
- 3 奨励指定の条件

附則別記様式第4号 (附則第11項関係)

指定被災企業等復興事業承継届

平成 年 月 日

広島県知事様

住所

申請者氏名又は名称

及び代表者名

印

平成 年 月 日付け指令 第 号による指定被災企業等復興事業を別記のとおり承継したので、広島県産業集積促進助成要綱附則第11項で準用する第12条第3項の規定により届け出ます。なお、承継後も引き続き指定を受けたので、同要綱及び当該奨励指定書に記載の各事項を遵守することを誓約します。

- 1 承継した事業場の所在地及び名称
- 2 承継の年月日
- 3 承継後の操業（研究・業務）開始の年月日
- 4 承継の事由
- 5 承継後の変更事項

注 承継の事実を証する書類を添付すること。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の広島県産業集積促進助成要綱の施行の日以後一月以内に事業場等の新設、増設又は更新に係る工事に着手する者に対する附則第八項の申請期限については、同項の規定にかかわらず、当該工事に着手する日（建物の建設を伴わない場合にあつては、当該事業に着手する日）までとする。